明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（少年院の統括専門官）

第十五条　少年院及びその分院を通じて統括専門官百四十八人以内を置く。

［2・3　略］

（所長及び次長）

第十七条　［略］

2　［略］

3　札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所、福岡少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、それぞれ次長一人を置く。

4　［略］

（医務課を置く少年鑑別所及びその所掌事務）

第二十一条　第十八条の課のほか、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所、福岡少年鑑別所、長崎少年鑑別所、熊本少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、医務課を置く。

2　［略］

（鑑別調査官）

第二十三条　東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、鑑別調査官一人を置く。

2　［略］

（少年鑑別所の統括専門官）

第二十七条　少年鑑別所及びその分所を通じて統括専門官百十八人以内を置く。

［2・3　略］

別表第一（第一条関係）

名称	位置
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

別表第三（第十六条関係）

名称	位置
［略］	

（少年院の統括専門官）

第十五条　少年院及びその分院を通じて統括専門官百五十五人以内を置く。

［2・3　同上］

（所長及び次長）

第十七条　［同上］

2　［同上］

3　札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、八王子少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所、福岡少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、それぞれ次長一人を置く。

4　［同上］

（医務課を置く少年鑑別所及びその所掌事務）

第二十一条　第十八条の課のほか、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、八王子少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所、福岡少年鑑別所、長崎少年鑑別所、熊本少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、医務課を置く。

2　［同上］

（鑑別調査官）

第二十三条　東京少年鑑別所、八王子少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、鑑別調査官一人を置く。

2　［同上］

（少年鑑別所の統括専門官）

第二十七条　少年鑑別所及びその分所を通じて統括専門官百二十一人以内を置く。

［2・3　同上］

別表第一（第一条関係）

名称	位置
［同上］	
関東医療少年院	東京都
［同上］	
神奈川医療少年院	相模原市
［同上］	

別表第三（第十六条関係）

名称	位置
［同上］	